

【表紙】	発行者情報
【公表書類】	2023年3月20日
【公表日】	株式会社はなホールディングス
【発行者の名称】	(HANA HOLDINGS Co., Ltd.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 加藤 義人
【本店の所在の場所】	愛知県名古屋市中区丸の内一丁目5番28号 伊藤忠丸の内ビル8階
【電話番号】	052-212-7525 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 新美 隆史
【担当J-Adviserの名称】	株式会社日本M&Aセンター
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 三宅 卓
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	<a href="https://www.nihon-ma.co.jp/groups/ir/">https://www.nihon-ma.co.jp/groups/ir/</a>
【電話番号】	03-5220-5454
【取引所金融商品市場等に関する事項】	<p>当社は、当社普通株式を2023年4月11日にTOKYO PRO Marketへ上場する予定です。</p> <p>当社は、上場に際して投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等を実施しないことから、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第3項の規定により、発行者情報に相当する情報を公表いたします。</p> <p>なお、振替機関の名称及び住所は以下のとおりです。</p> <p>名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号</p>
【公表されるホームページのアドレス】	<p>株式会社はなホールディングス</p> <p><a href="https://hd.hanahoiku.co.jp/">https://hd.hanahoiku.co.jp/</a></p> <p>株式会社東京証券取引所</p> <p><a href="https://www.jpx.co.jp/">https://www.jpx.co.jp/</a></p>
【投資者に対する注意事項】	
1	<p>TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。</p>
2	<p>発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。</p>

- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

## 第一部【企業情報】

### 第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

## 第2【企業の概況】

### 1【主要な経営指標等の推移】

#### (1) 連結経営指標等

当社は、2022年10月4日に設立された会社であり、第1期の決算を迎えておらず、該当する情報がないため記載しておりません。

#### (参考情報)

当社は、2022年10月4日に株式移転により、株式会社はな保育の完全親会社として設立されました。

株式移転前の保育事業の統括会社であった株式会社はな保育の個別財務諸表が、当社グループの状況をより反映すると考えられるため、参考として株式会社はな保育の2019年6月期、2020年3月期、2021年3月期、2022年3月期、2022年9月中間半期の主要な経営指標等を記載いたします。

回次	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期 (中間)
決算年月	2019年6月	2020年3月	2021年3月	2022年3月	2022年9月
売上高 (千円)	675,419	684,612	991,840	1,390,034	794,549
経常利益又は経常損失(△) (千円)	1,661	37,048	11,323	77,337	△16,747
当期純利益又は中間純損失(△) (千円)	14,873	82,332	5,255	70,090	△12,473
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
発行済株式総数 (株)	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000
純資産額 (千円)	86,428	168,761	175,584	245,674	233,200
総資産額 (千円)	270,328	615,351	657,515	764,259	781,427
1株当たり純資産額 (円)	432.14	843.80	877.92	1,228.37	1,166.00
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり当期純利益又は1株当たり中間純損失(△) (円)	74.36	411.66	26.27	350.45	△62.36
潜在株式調整後1株当たり当期(中間)純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	31.9	27.4	26.7	32.1	29.8
自己資本利益率 (%)	17.2	48.7	2.9	28.5	△5.3
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	102,854	53,774	105,211	251,000	24,079
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△95,231	△85,990	△163,631	△148,548	△29,464
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	17,375	152,277	21,905	△53,763	74,116
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	94,672	214,735	178,219	226,908	295,641
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (名)	82 (148)	90 (144)	119 (138)	150 (203)	205 (211)

- (注) 1. 当社は、第10期より税抜方式を採用したため、第10期、第11期中間期の売上高には消費税等は含まれておりません。第7期、第8期及び第9期については、税込方式を採用しているため、一部売上高には消費税等が含まれております。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 株価収益率については、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
5. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は平均人員を( )内に外数で記載しております。
6. 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づき、第10期及び第11期(中間)の財務諸表については、かがやき監査法人の監査を受けておりますが、第7期、第8期及び第9期の財務諸表については当該監査を受けておりません。
7. 第8期は、決算期変更により2019年7月から2020年3月までの9ヶ月間となっております。
8. 当社には子会社がないため、連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る経営指標等の推移については、記載しておりません。
9. 「収益認識に関する会計基準(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
10. 当社は、令和4年5月16日付で普通株式1株につき10,000株の割合で株式分割を行っておりますが、第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

## 2【沿革】

当社は、2022年10月4日に株式移転により、株式会社はな保育の完全親会社として設立されたため、当社の沿革については、株式会社はな保育の沿革に引き続き記載しております。

株式会社はな保育の設立以降に係る経緯は以下のとおりであります。

年月	概 要
2012年7月	保育士・幼稚園教諭専門の人材派遣・人材紹介事業を目的として、株式会社パーソ ンズを愛知県名古屋市中区に資本金100万円で設立
2014年7月	愛知県豊田市に当社初の保育所「はな保育園広美」を開設し、認可外保育事業を開 始
2015年4月	愛知県名古屋市中川区に当社初の小規模保育施設「はな保育室こがね」を開設し、 小規模保育事業を開始
2016年12月	一般派遣事業の開始
2016年12月	資本金1,000万円に増資
2017年10月	愛知県名古屋市中川区に当社初の認可保育施設「はな保育園せんのんじ」を開 設し、認可保育事業を開始
2018年4月	愛知県みよし市が運営するみよし市民病院より当社初の院内保育施設「Qの家」の 運営を受託
2018年4月	保育施設の運営コンサルティング事業の開始
2018年5月	本社を現在地（愛知県名古屋市中区丸の内）に移転
2019年4月	株式会社伊藤精密工業所より当社初の企業内（事業所内）保育施設「こころね保育 園」の運営を受託
2019年4月	三重県桑名市に小規模保育所「はな保育室くわな駅前」を開設
2019年12月	人材派遣事業を事業譲渡
2021年4月	岐阜県総合医療センターが運営する院内保育施設「こぼと」、病児・病後児保育施 設「バンビ」及び岐阜県立多治見病院が運営する院内保育施設「キラキラきっず」 の運営を受託
2021年4月	株式会社コペルとエリアフランチャイズチェーン契約を締結し、愛知県名古屋市昭 和区に当社初の児童発達支援事業所「コペル御器所教室」を開設
2021年6月	岐阜県各務原市に小規模保育所「はな保育室うぬま駅前」を開設
2022年4月	兵庫県立丹波医療センターが運営する院内保育所の運営を受託
2022年7月	大阪府立病院機構大阪国際がんセンターが運営する院内託児施設の運営を受託
2022年7月	商号を「株式会社はな保育」に変更
2022年10月	株式移転により、株式会社はなホールディングス（資本金1,000万円）を設立し、株 式会社はな保育を完全子会社化

### 3【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の子会社）は、子会社の経営管理を主な事業内容とする当社及び保育所等の運営を主な事業内容とする連結子会社により構成されておりますが、当社グループは、公的保育所や受託保育所の運営を主要事業としており、それ以外に児童発達支援事業所のフランチャイズ運営等を行っております。

当社グループのセグメントとしては、保育事業の単一セグメントとしておりますが、保育施設の運営を行う保育事業、保育施設の運営を受託する受託事業及び児童発達支援事業に分かれます。

#### <保育施設の運営について>

児童福祉法に基づいて国が定める設置基準をクリアして都道府県知事に認可された施設である認可保育所と2015年に施行された子ども・子育て支援新制度で新設された満3歳未満の乳児・幼児を保育することを目的とする利用定員が19人以下の市町村に認可された施設である小規模保育の施設運営を2022年12月31日現在で、東海3県で認可保育所5施設、小規模保育19施設を直営で運営しており、いずれも保護者が仕事や病気などの理由で、認可保育所は0歳から就学前、小規模保育は0歳から2歳までの子どもの保育ができない場合に、子どもを預かって保育を行っており、給食の提供も行っております。

「自分らしく生きる」を保育理念として掲げ、子ども達の主体性を尊重し、園での活動を通じて自分自身を好きになり、自分で考え、自分で行動できる子どもになるよう支援しております。

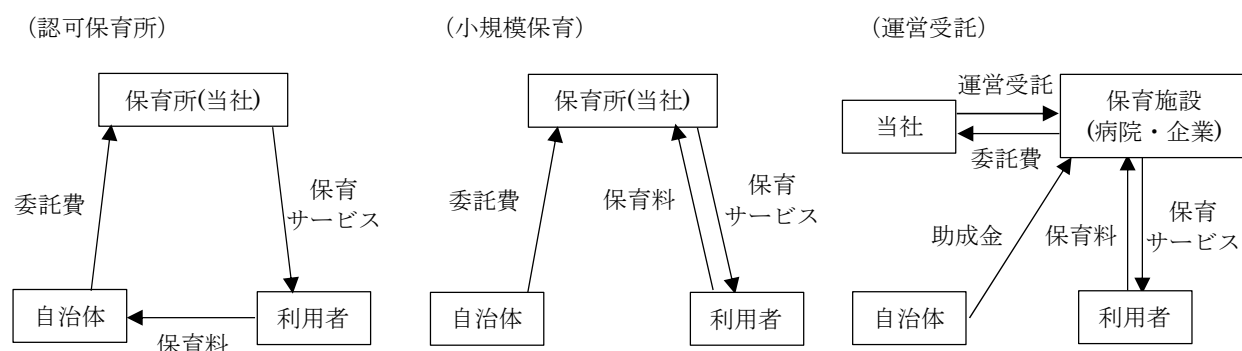
運営方針としては保育所保育指針に忠実に保育を行うことを重視することで保育運営が会社、園、保育士のいずれにも独善的にならないようにしており、保育士の都合で子どもを保育しないこと、保育士には守られている安心感の中で子どもと向き合ってもらうことを大切にしております。

これを実現するためには保育士が定着して長期間安心して勤務できる環境整備が重要と考え、各施設に余裕のある人員を配置する、残業及び持ち帰り仕事を無くす、休憩時間や休暇を確保する、などの取り組みを行うことで保育士へのサポート環境の整備に努めております。

なお、保育サービスの対価として認可保育所は自治体から委託費を、小規模保育は自治体からの委託費と利用者からの保育料を得て事業を行っております。

また病院や企業等が働く従業員及びその地域に居住する方のために設置した保育施設（企業主導型保育事業等）の運営を受託しており、2022年12月31日現在で、9施設の運営を受託しております。

なお、保育サービスの対価として病院・企業等から委託費を得て事業を行っております。保育所の運営の事業モデルは以下のとおりです。



#### <児童発達支援事業>

当社が運営している保育施設で発達に課題のある子どもの通園が増加していることに着目し、日常生活の自立支援や機能訓練を行ったり、保育所や幼稚園のように遊びや学びの場を提供したりといった支援を行う施設を園児の居住地の身近に整備することが当社の事業拡大と社会的貢献の両方に有益であるものと考え、児童発達支援事業を行っている株式会社コペルとの間でエリアフランチャイズチェーン契約を締結し、愛知県名古屋市で1施設の運営を行っております。

#### 4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の 内容	議決権の所 有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社はな保育	愛知県名古屋 市	10,000	保育事業	100.0	当社が経営管 理している。 役員の兼任4名

(注) 主要な事業の内容には、セグメント情報の名称を記載しております。

#### 5 【従業員の状況】

##### (1) 連結会社の状況

2023年2月28日現在

従業員数 (人)
208 (211)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員等を含む。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 当社グループは、保育事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。
3. 従業員数が、最近1年間で58名増加しております。主な理由は業容の拡大に伴うものです。

##### (2) 発行者の状況

当社は純粋持株会社で従業員はおりませんが、受入出向者の情報について以下に記載します。

2023年2月28日現在

従業員数 (人)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (千円)
5 (1)	45.2	3.8	4,112

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員等を含む。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 従業員は、株式会社はな保育からの出向者であり、平均勤続年数は同社での勤続年数を記載しております。
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

##### (3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されていませんが、労使関係は安定しております。



### 第3【事業の状況】

当社は、2022年10月4日に株式移転により、株式会社はな保育の完全親会社として設立されました。このため、第1期の決算を迎えておらず、該当する情報がないため記載しておりません。しかしながら、当社の株式移転前の実質的な統括会社であった株式会社はな保育の第10期事業年度（自2021年4月1日 至2022年3月31日）及び第11期中間会計期間（自2022年4月1日 至2022年9月30日）の業績及びキャッシュ・フローを記載しております。

#### 1【業績等の概要】

##### (1) 業績

第10期事業年度（自2021年4月1日 至2022年3月31日）

当事業年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い発出された緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置により経済活動が抑制されました。感染力の強い変異株の流行もあり、事態の収拾の見通しがつかない厳しい状況が続いております。

このような情勢の中、保育業界におきましては、2020年7月に政府により決定された「女性活躍加速のための重点方針2020」の3つの柱にある「女性活躍のための基盤整備」の具体的な施策として「子育て・介護基盤の整備」が掲げられ、その中で保育人材の確保や子育てサービスの提供が求められております。また政府が2020年12月に公表した「新子育て安心プラン」においても女性の就業率の上昇に対応するため2024年度末までに約14万人分の保育の受け皿を整備することを指針としており、コロナ禍の影響で増加した在宅勤務やテレワークの浸透による保育ニーズの低下や感染リスクを避けた利用控えがあるものの、保育サービスに対する需要は今後も増加するものと見込んでおります。

こうした状況の下、当社グループにおきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い一部施設が休園する事態も発生しましたが、利用者及び職員の感染防止に努めながら施設運営を行ってまいりました。また、高まる保育施設のニーズに応えるべく施設整備にも積極的に取り組み、当期において認可保育所1施設、小規模保育4施設を新たに開設するとともに、企業・病院等が設置する保育施設の新規受託の営業活動にも注力し、当期において3施設の運営を受託いたしました。その他、新規事業として児童発達支援事業を行っている株式会社コペルとの間でエリアフランチャイズチェーン契約を締結し、1施設を開設いたしました。

これらの結果、当事業年度の売上高は1,390,034千円（前年同期比40.1%増加）、営業利益は75,725千円（前年同期比888.0%増加）、経常利益は77,337千円（前年同期比582.9%増加）、当期純利益は70,090千円（前年同期比1233.6%増加）となりました。

なお、当社の事業セグメントは保育事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

第11期中間会計期間（自2022年4月1日 至2022年9月30日）

当中間会計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による経済活動の制限が緩和されつつあるものの、世界的な金融引締め等が続く中で急激な円安やロシアのウクライナ侵攻等による原料・エネルギー価格の上昇に伴う物価の上昇もあり、厳しい状況が続いております。

保育業界におきましては、厚生労働省の人口動態統計において2021年の出生数が81万人と過去最少となり、2022年1月から6月の出生数も38万人と前年を更に下回る公算が大きい状況となっているものの、政府が2020年12月に公表した「新子育て安心プラン」において女性の就業率の上昇に対応し、待機児童の解消に向けた取り組みとして2024年度末までに約14万人分の保育の受け皿を整備することを指針としており、保育サービスに対する需要は今後も増加するものと見込んでおります。

こうした状況の下、当社におきましては、保育サービスのニーズに応えるべく施設整備に取り組み、当期において認可保育園1施設を新たに開設するとともに、企業・病院等が設置する保育施設の新規受託の営業活動にも注力し、当期において4施設の運営を受託いたしました。

なお、当社の主要事業である保育事業は利用者の入所時期の特性から4月の利用者が最も少なく次第に増加する傾向にあり、売上も同様の推移になるため、上半期と下半期の業績に季節的変動があります。

これらの結果、当中間会計期間の売上高は794,549千円（前年同期比30.6%増加）、営業損失は14,571千円（前年同期は営業損失16,988千円）、経常損失は16,747千円（前年同期は経常損失14,495千円）、中間純損失は12,473千円（前年同期は中間純損失9,402千円）となりました。

また、当社の事業セグメントは保育事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略

しております。

## (2) キャッシュ・フローの状況

第10期事業年度（自2021年4月1日 至2022年3月31日）

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」といいます。）の残高は226,908千円（前期末比48,688千円増）となりました。各キャッシュ・フローの状況と主な要因は以下のとおりです。

### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果、増加した資金は251,000千円（前年同期は105,211千円の増加）となりました。

これは主に、税引前当期利益が97,045千円、補助金の受取による収入が111,237千円、法人税等の還付による収入が17,077千円ありましたが主な要因であります。

### （投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果、減少した資金は148,548千円（前年同期は163,631千円の減少）となりました。

これは主に、有形固定資産の取得による支出が115,682千円、長期前払費用の取得による支出が29,431千円ありましたが主な要因であります。

### （財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果、減少した資金は53,763千円（前年同期は21,905千円の増加）となりました。

これは主に、長期借入金の返済による支出が47,610千円ありましたが主な要因であります。

第11期中間会計期間（自2022年4月1日 至2022年9月30日）

当中間会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、前事業年度末に比べ68,732千円増加し、295,641千円となりました。

当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの主な要因は次のとおりであります。

### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果、増加した資金は24,079千円（前年同期は130,192千円の増加）となりました。

これは、減価償却費が13,364千円、長期前払費用償却額が8,457千円ありましたが主な要因であります。

### （投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果、減少した資金は29,464千円（前年同期は80,731千円の減少）となりました。

これは、長期前払費用の増加による支出が20,370千円、保険積立金の積立による支出が6,309千円ありましたが主な要因であります。

### （財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果、増加した資金は74,116千円（前年同期は35,291千円の減少）となりました。

これは、短期借入金の返済による支出が30,000千円、長期借入金の返済による支出が65,550千円ありましたが、長期借入れによる収入が180,000千円ありましたが主な要因であります。

## 2【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 生産実績

当社グループは生産活動を行っていないため、該当事項はありません。

### (2) 受注状況

当社グループは受注生産を行っていないため、該当事項はありません。

### (3) 販売実績

当社は、2022年10月4日に株式移転により、株式会社はな保育の完全親会社として設立されました。

株式移転前の実質的な統括会社であった株式会社はな保育の第10期事業年度（自2021年4月1日至2022年3月31日）における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。なお、当社グループは保育事業の単一セグメントであります。

セグメントの名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
保育事業	1,390,034	140.1
合計(千円)	1,390,034	140.1

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	第9期事業年度		第10期事業年度	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
名古屋市	411,350	41.5	529,417	38.1
一宮市	175,780	17.7	195,188	14.0

(注) 当社グループは、第10期より税抜き方式を採用したため、第10期の売上高には消費税等は含まれておりません。第9期については、税込み方式を採用しているため、一部売上高には消費税等が含まれております。

当社は2022年10月4日に株式移転により、株式会社はな保育の完全親会社として設立されました。

株式移転前の実質的な統括会社であった株式会社はな保育の第11期中間会計期間（自2022年4月1日至2022年9月30日）における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。なお、当社グループは保育事業の単一セグメントであります。

セグメントの名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
保育事業	794,549	—
合計(千円)	794,549	—

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 当中間会計期間より中間財務諸表を作成しているため、前年同期比については記載しておりません。

3. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	当中間会計期間	
	販売高(千円)	割合(%)
名古屋市	311,638	39.2
一宮市	98,249	12.4

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

### 3 【対処すべき課題】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

#### (1) 経営方針

当社は、「みんなに優しい未来をつくる」を会社の経営理念としており、それに基づいてこどもとおとながゆったりと向き合い続けられる社会を目指し、「良質な雇用創出を行い社会問題の解決に貢献する」「こどももおとなも公平に会社に関わる人の未来を大切に」をコンセプトに事業展開を行っております。

#### (2) 経営戦略等

当社が展開する子育て支援事業を取り巻く環境は、女性の社会進出や、子どもは社会が育てるという環境の醸成により、需要の増加傾向が継続されるものと思われま。政府が2020年12月21日に公表した「新子育て安心プラン」において4年間で14万人分保育の受け皿確保が掲げられており、さらなる新規開園も可能と考えられます。但し、従前の子育て安心プランからのボリュームダウンもあり、これらの需要減をカバーする為、当社では継続的な営業努力が求められるものと考えております。

このような状況を踏まえ、当社は中期経営計画において“選ばれる企業としての絶対的な地位の確立”を目指し、以下の項目を重点目標に掲げて取り組んでまいります。

- (1) 経営管理態勢の更なる強化
- (2) 良質な人材の維持確保
- (3) 保育サービスの更なる向上
- (4) 営業力の一層の強化

#### (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

##### ① 人材の確保

運営施設の増加に伴い、保育士、調理師等の資格を有する優秀な人材の確保が急務となっております。特に保育士の有効求人倍率は上昇の一途を辿り、年々採用が難しくなる傾向が続いております。当社では人材紹介事業で培ったノウハウを活用し、優秀な人材の確保に努めております。給与条件の改善、業務効率化等により働きやすい環境整備に向けた取り組みを継続して行うとともに、職員の意欲がさらに高まるような研修の充実などを進め、引き続き優秀な人材の確保に向けた施策を推進してまいります。

##### ② 保育サービスの品質の向上

当社では、社内研修の実施や処遇改善等による働き方改革の推進により保育の質の維持・向上に努めており、現場においては、保育士等の職員が保育に集中できる環境作りやこども一人ひとりに対して丁寧に向き合える環境を作る仕組みの構築に努めており、タブレット機器の導入をはじめとする保育施設のICT化を推進しております。

##### ③ 受託保育事業の新規受託、新規事業への取り組み

当社の主力事業である公的保育事業で培ったノウハウを活用できる事業所内保育施設等の運営受託事業を経営の2本目の柱となるよう規模拡大に積極的に取り組んでおり、地域社会や業務委託検討先のニーズに合った提案力の強化などの営業力強化に注力してまいります。

また既存事業とのシナジー効果を活かした新規事業の展開にも取り組んでおり、現在1施設のフランチャイズ運営を行っている児童発達支援事業のフランチャイズ展開の拡大や直営施設の運営も目指しております。

##### ④ コンプライアンスへの取り組み

保育事業を展開するにあたって根拠となる法律・条令等の遵守は、厳格に実施してお

り、当社が保有している施設利用者等の個人情報についても、法律に則った取扱いを徹底しております。

またコンプライアンスへの取り組みを重視することがより良い人材の確保や企業価値の向上などにもつながると考えており、これらへの取り組みとしては、社内規程の整備や社員研修等によってコンプライアンスへの意識向上を図っております。

⑤ デジタルトランスフォーメーション（D X）の推進

保育の現場においては入退室の管理や園と保護者をつなぐ連絡帳の電子化といったI C T化に向けた取り組みを行っており、この取り組みをより一層進めてまいります。またバックオフィスや営業部門においてもD Xへの取り組みを積極的に進めていき、情報システムの全体最適化やオフィスワーク・リモートワークの環境整備など、社内業務のより一層の効率化を目指してまいります。

#### 4【事業等のリスク】

本発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書公表日現在において当社グループが判断したものであります。

##### (1) 少子化について

当社は、保育事業を主要な事業としており、認可保育所・小規模保育及び受託保育事業を展開しております。少子化が急速に進行し、市場が著しく縮小した場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

##### (2) 人材の確保及び育成について

当社では、新規施設の増加に伴い、保育士や指導員、スタッフの確保が必要となっております。当社では、人材紹介事業のノウハウを活用した採用活動を行っておりますが、更なる採用活動の強化のため、社員紹介制度の構築、保育士専門の人材紹介会社からの紹介等の施策も実施しております。また、教育研修制度の充実を進め、人材の育成と離職率の低下に向けた取り組みを行っております。

しかしながら、施設数の増加に人材の確保が追いつかない場合には、既存施設の運営や新規施設の開園計画に遅延等を及ぼす可能性があり、当社の財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

##### (3) 国や自治体による方針や関連法規制等の改訂等について

保育所の設置認可に係る規制緩和が2000年に実施され、株式会社の参入が認められるなど、国及び自治体は待機児童解消に向け、様々な施策を実施しております。しかしながら、今後国や自治体の方針の変更による法令等の改正が実施され、補助金の削減や株式会社による保育所の開設が認められなくなる等の方針転換がなされた場合に、当社の業績に影響を与える可能性があります。

##### (4) 許認可事業等について

当社は、保育事業において、児童福祉法第35条第4項に基づき、民間事業者等が都道府県知事の認可を受けて設置する認可保育所、児童福祉法第34条の15第2項に基づき、民間事業者等が区市町村長の認可を受けて行う小規模保育施設等を運営しており、許認可権限、指定権限を持つ行政機関へ設置の申請を行い、審査を経た上で許認可や指定が付与されます。

許認可の有効期限や更新のための審査はないものの定期的な行政による施設に対しての指導監査が実施され、設備運営基準等に違反したときには認可が取消になる場合があります。

本書提出日現在において、当社事業において運営している施設に許認可取消、指定取消事由は発生しておりませんが、今後、何らかの原因により許認可や指定が行政機関から取消された場合等には、当社の財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

##### (5) 運営施設における事故等のリスクについて

当社は、保育施設等の運営において防犯カメラ・クラウド録画サービスの設置や施設内の清掃・整理整頓の徹底などの園児の安全を確保する体制を整備しており、過去に業績に多大な影響を与えるような事故等は発生しておりません。しかしながら、万が一重大な事故等が発生し、所管する自治体等からの事業停止命令を受けた場合や、保護者等から損害賠償請求を受けた場合、ならびに風評被害等により多数の園児の退園が生じた場合には、当社の財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

##### (6) 食の安全性について

当社では、園児に対して給食を提供していることから食品衛生法に基づき、厳正な食材管理

並びに衛生管理を実施し、食中毒などの事故防止に努めております。しかしながら、何らかの原因により食の安全性に重大な問題が生じた場合、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(7) 感染症の流行について

当社では、多くの利用者に安全な保育サービスを提供するため、感染症について厳重に対応しておりますが、新型インフルエンザやノロウイルス、新型コロナウイルス感染症などの感染症が流行した場合、利用者が大きく減少し、従事する従業員が多数欠勤し、施設の運営が困難となる可能性があります。その場合、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(8) 大規模な災害について

当社の運営する施設は愛知県・岐阜県・三重県の東海三県に集中しております。この地域において大規模な地震や火災・集中豪雨等による水害等の発生により、園児や従業員、施設の建物が被害を受けた場合、当該施設の運営が困難となり、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(9) 個人情報の保護について

当社の保育施設においては、事業の性質上、園児をはじめ、保護者や家族の氏名、住所及び職業などの情報を取得し保持しております。これら顧客の個人情報の取扱いについては「個人情報保護規程」「特定個人情報取扱規程」「情報セキュリティ管理規程」を制定し、従業員教育、各種ソフトウェアの監視等の情報セキュリティ対策を講じ、厳重に管理しておりますが、万一漏洩するようなことがあった場合、利用者からだけでなく、広く社会的な信用を失墜することとなり、施設の許認可及び指定に影響が出るなど、当社の財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

(10) 資金調達について

当社では、保育施設の新規開園に関する設備資金を金融機関からの借入により調達しており、総資産に対する有利子負債合計の割合は、当事業年度末において31.6%と高い比率となっております。今後、金利の上昇等の金融情勢の変化、または取引金融機関の方針変更等により予定必要資金の調達が困難となり、新規施設の開園計画に影響を及ぼすことで、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(11) 固定資産の減損について

当社が運営する施設の業績が悪化し、その回復の見込みがない場合、あるいは新規開園から一定期間を経過しても業績改善の見込みがない場合、固定資産の減損処理が必要となり、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(12) 季節変動について

当社における保育所等は4月に新規開設されるものが大部分となっております。そのため、上半期において、多額の開設準備費用、補助金収入、固定資産圧縮損が計上される傾向にあります。

また保育事業においては、毎年4月になると5歳児等クラスが小学校へ進級する一方、新規0歳児は月齢を満たした後に入園することから、児童数が一時的に減少する傾向があります。

このため、上半期は下半期と比較して児童数・施設稼働率が減少する傾向があります。

(13) 創業者依存について

当社の代表取締役である加藤義人は、株式会社はな保育の創業者であります。同氏は保育業界に精通しており、経営戦略等の策定において重要な役割を果たしております。当社では、役員等への権限移譲やコーポレート・ガバナンス体制の構築により、同氏に過度に依存しない経



営体制を整備しておりますが、何らかの事情により同氏が当社の業務を継続することが困難になった場合は、当社の財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

(14) 新たに保育所等の施設を開設する場合の経営成績に対する影響について

新たに保育所等の施設を開設する場合、開設時においては、3歳～5歳児等で定員を満たさず、開設初年度からの数年間は稼働率が低く、施設開設後一定期間は赤字となる傾向にあります。その後、低年齢クラスの児童が進級を重ねることにより、稼働率が向上し売上が増加することで、通常開設後2～3年日以降に黒字化する傾向があります。

(15) 配当政策について

当社は、将来の事業展開に即応できる財務体質の強化を重要課題のひとつとして位置付けております。そのため、当事業年度末現在においては内部留保の充実を図り、事業の効率化及び拡大のための投資を積極的に行い、企業価値の向上を図ることが、株主に対する最大の利益還元につながると考えております。将来的には、内部留保の充実状況や株主への利益還元とのバランス等を踏まえて検討していく方針ですが、当事業年度末現在において配当実施の可能性及び実施は未定であります。

(16) 担当J-Adviserとの契約の解除に関する事項について

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market に上場予定です。当該市場は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第102条の定めにより、TOKYO PRO Market 上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当J-Adviser と、株式上場の適格性審査および株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約（以下、「J-Adviser 契約」とします。）を締結する義務があります。本発行者情報公表日時点において、当社が J-Adviser 契約を締結しているのは株式会社日本M&Aセンター（以下、「同社」とします。）であり、同社との J-Adviser 契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又は契約に違反した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1か月）を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかったときは、J-Adviser 契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する1か月前以上の書面による通知を行うことにより、いつでも J-Adviser 契約を解約することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、または同社に代わる担当 J-Adviser を確保できない場合は、当社普通株式の TOKYO PRO Market 上場廃止につながる可能性があります。

＜J-Adviser 契約上の義務＞

- ・特例に定める上場会社の義務を履行するとともに、同社が J-Adviser の義務を履行するために必要な協力を行うこと
- ・取締役会関係資料、株主総会関係資料、経営管理に関する各種資料、その他同社が必要とする資料等を遅滞なく提出すること
- ・必要に応じて特例及び特例施行規則の内容及びその解釈について、同社から指導及び助言を受け、当社はその指導及び助言に従って行動すること

＜J-Adviser 契約解除に関する条項＞

当社（以下、「甲」とします。）において下記の事象が発生した場合には、株式会社日本M&Aセンター（以下、「乙」とします。）からの催告無しで J-Adviser 契約を解除することができるものと定められております。

① 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内（審査対象事業

年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（以下、「産活法」という。）第2条第25項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産活法第49条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）、産業競争力強化法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産業競争力強化法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の

（a）及び（b）に定める書面に基づき行うものとする。

- （a） 次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面
  - イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面
  - ロ 産活法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産活法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合 当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面
  - ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合 当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

（b） 規程第311条第1項第5号ただし書に規定する1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

## ② 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合

## ③ 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合 甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総

会に付議することの取締役会の決議を行った場合 甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。） 甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④ 前号に該当することとなった場合においても、甲が次の a から c までに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

- a 次の（a）又は（b）に定める場合に従い、当該（a）又は（b）に定める事項に該当すること。

（a）甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること

（b）甲が前号 c に規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること

- b 当該再建計画に次の（a）及び（b）に掲げる事項が記載されていること。

（a） TOKYO PRO Market に上場する有価証券の全部を消却するものでないこと

（b） 前 a の（a）に規定する見込みがある旨及びその理由又は同（b）に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でない認められるものでないこと

⑤ 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の（a）又は（b）に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日

（a） TOKYO PRO Market の上場株券等

（b） 特例第 132 条の規定の適用を受け、速やかに TOKYO PRO Market に上場される見込みのある株券等

- b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

- c 甲が、 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第 3 号 b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥ 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又は i から vii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、甲が実質的な存続会社でな

いと乙が認めた場合

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主（甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

⑧ 発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でない判断した場合

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

⑩ 法令違反及び上場契約違反等

甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

⑪ 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

⑫ 株式の譲渡制限

甲が TOKYO PRO Market に上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

⑬ 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑭ 指定振替機関における取扱い

甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮ 株主の権利の不当な制限

甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）

d TOKYO PRO Market に上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある

種類の株式への変更に係る決議又は決定

- e TOKYO PRO Market に上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が TOKYO PRO Market に上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定

⑩ 全部取得

甲が TOKYO PRO Market に上場している株券に係る株式の全部を取得する場合

⑪ 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market の市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき

⑫ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合

このほか、株主総会の特別決議を経て、当社が東京証券取引所へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となります。なお、当事業年度末時点において、J-Adviser 契約の解約につながる上記の事象は発生していません。

## 5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

## 6【研究開発活動】

該当事項はありません。

## 7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社は、2022年10月4日に株式移転により、株式会社はな保育の完全親会社として設立されました。このため、第1期の決算を迎えておらず、該当する情報がないため記載しておりません。しかしながら、当社の株式移転前の実質的な統括会社であった株式会社はな保育の第10期事業年度（自2021年4月1日 至2022年3月31日）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析を記載しております。

また、文中の将来に関する事項は、本書公表日現在において当社グループが判断したものであります。

### (1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては「第6 経理の状況 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 (重要な会計上の見積り)」に記載のとおりであります。

### (2) 財政状態の分析

第10期事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

#### (流動資産)

当事業年度末における流動資産の残高は368,905千円となり、前事業年度末の322,972千円と比べて45,933千円増加しております。この主な要因は、施設整備補助金の入金により未収入金が16,036千円減少した一方、事業拡大に伴い現金及び預金が45,568千円、売掛金が23,304千円それぞれ増加したことによるものであります。

#### (固定資産)

当事業年度末における固定資産の残高は395,353千円となり、前事業年度末の334,543千円と比べて60,809千円増加しております。この主な要因は、認可保育所等の新規開設により有形固定資産が26,397千円、長期前払費用が10,978千円それぞれ増加したことによるものであります。

#### (流動負債)

当事業年度末における流動負債の残高は278,714千円となり、前事業年度末の191,923千円と比べて86,791千円増加しております。この主な要因は、従業員の増加に伴う未払給与等の増加により未払費用が26,842千円、課税所得の増加により未払法人税等が35,048千円それぞれ増加したことによるものであります。

#### (固定負債)

当事業年度末における固定負債の残高は239,870千円となり、前事業年度末の290,008千円と比べて50,137千円減少しております。この主な要因は、社債の償還により社債が17,000千円、借入金の返済により長期借入金が47,492千円それぞれ減少したことによるものであります。

#### (純資産の部)

当事業年度末における純資産の残高は245,674千円となり、前事業年度末の175,584千円と比べて比70,090千円増加しております。この主な要因は、当期純利益70,090千円によるものであります。

(3) 経営成績の分析

「1. 業績等の概要 (1) 業績」をご参照ください。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因について

「4. 事業等のリスク」をご参照ください。

(5) 経営戦略の現状と見通し

「3. 対処すべき課題 (2) 経営戦略等」をご参照ください。

(6) 資金の財源及び資金の流動性についての分析

当社の運転資金及び設備投資等の資金の財源は、自己資金又は金融機関からの借入を基本としております。

今後の資金需要のうち主なものとしては、認可保育所等の新規開設等による設備投資を予定しております。

なお、当事業年度末における現金及び現金同等物の残高は226,908千円、有利子負債の残高は241,731千円となっております。

また、上場予定日(2023年4月11日)から12ヶ月間の当社の運転資本は、現状の自己資金及び金融機関からの借入による資金調達が可能であることから十分であると判断しております。

(7) 経営者の問題認識と今後の方針について

「3. 対処すべき課題」をご参照ください。

## 第4【設備の状況】

### 1【設備投資等の概要】

第10期事業年度（自2021年4月1日 至2022年3月31日）

当社は、2022年10月4日に株式移転により、株式会社はな保育の完全親会社として設立されました。

株式移転前の実質的な統括会社であった株式会社はな保育の当事業年度における設備投資は、当事業年度に開設した施設及び2022年4月以降に開設予定の施設への設備投資を中心に、50,119千円（補助金等による圧縮記帳額68,548千円控除後）の設備投資を実施しました。

第11期中間会計期間（自2022年4月1日 至2022年9月30日）

当社は、2022年10月4日に株式移転により、株式会社はな保育の完全親会社として設立されました。

株式移転前の実質的な統括会社であった株式会社はな保育の当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

### 2【主要な設備の状況】

第10期事業年度（自2021年4月1日 至2022年3月31日）

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

#### (1) 提出会社

当社は、2022年10月4日に株式移転により、株式会社はな保育の完全親会社として設立されました。設立後の重要な設備の取得及び除売却はありません。

#### (2) 国内子会社

2022年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (名)
			建物 (千円)	構築物 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	その他 (千円)	合計 (千円)	
株式会社 はな 保育	本社 (愛知県名古屋市中区)	事務所	5,217	-	2,702	4,592	12,513	9 (3)
	はな保育室こがね他24園 (愛知県)	保育設備	206,532	11,820	18,648	14,059	251,061	124 (144)
	はな保育室うぬま駅前他3園 (岐阜県)	保育設備	7,850	119	753	-	8,723	15 (49)
	はな保育室くわな駅前 (三重県)	保育設備	8,673	-	877	-	9,551	2 (7)

- (注) 1. 上記の金額のうち、当事業年度取得の設備の金額には消費税等を含めておりません。  
2. 帳簿価額のうち「その他」は、車両運搬具、リース資産、ソフトウェアの合計であります。  
3. 現在休止中の主要な設備はありません。  
4. 従業員数の( )は、平均臨時雇用者数を外書きしております。  
5. 当社は、保育事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

#### (3) 在外子会社

該当事項はありません。



第11期中間会計期間（自2022年4月1日 至2022年9月30日）

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

当社は、2022年10月4日に株式移転により、株式会社はな保育の完全親会社として設立されました。設立後の重要な設備の取得及び除売却はありません。

(2) 国内子会社

2022年9月30日現在

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (名)
			建物 (千円)	構築物 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	その他 (千円)	合計 (千円)	
株式会社 はな保育	本社 (愛知県名古屋市中区)	事務所	5,076	-	2,382	3,871	11,331	12 (2)
	はな保育室こがね他26園 (愛知県)	保育設備	200,925	11,193	15,703	14,348	242,170	171 (150)
	はな保育室うぬま駅前他3園 (岐阜県)	保育設備	7,629	115	631	-	8,376	16 (48)
	はな保育室くわな駅前 (三重県)	保育設備	8,441	-	768	-	9,210	2 (8)
	丹波医療センター院内保育所 (兵庫県)	保育設備	-	-	-	-	-	3 (1)
	大阪国際がんセンター院内託児施設 (大阪府)	保育設備	-	-	-	-	-	1 (2)

- (注) 1. 上記の金額のうち、当事業年度取得の設備の金額には消費税等を含めておりません。  
 2. 帳簿価額のうち「その他」は、車両運搬具、リース資産、ソフトウェアの合計であります。  
 3. 現在休止中の主要な設備はありません。  
 4. 従業員数の( )は、平均臨時雇用者数を外書きしております。  
 5. 当社は、保育事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(3) 在外子会社

該当事項はありません。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

当社グループの重要な設備等の新設等の計画はありません。

(2) 重要な設備の除却等

当社グループの重要な設備等の除却等の計画はありません。

## 第5【発行者の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	事業年度末現在発行数(株) (2022年3月31日)	公表日現在発行数(株) (2023年3月20日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	800,000	-	-	200,000	非上場	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	800,000	-	-	200,000		—

#### (2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

#### (3)【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

#### (4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

#### (5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2022年10月4日(注1)	200,000	200,000	10,000	10,000	-	-

(注) 当社は、2022年10月4日に株式移転により、株式会社はな保育の完全親会社として設立されております。

## (6) 【所有者別状況】

2023年2月28日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数 100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	—	—	—	—	—	1	1	—
所有株式数（単元）	—	—	—	—	—	—	200,000	200,000	—
所有株式数の割合（%）	—	—	—	—	—	—	100.0	100.0	—

## (7) 【大株主の状況】

2023年2月28日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式（自己株式を除く）の総数に対する所有株式数の割合（%）
加藤 義人	愛知県あま市	200,000	100.0
計	—	200,000	100.0

## (8) 【議決権の状況】

## ① 【発行済株式】

2023年2月28日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 200,000	200,000	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	200,000	—	—
総株主の議決権	—	200,000	—

## ② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を経営上の重要政策として認識し、経営環境や業績の状況及び中長期を展望した財務体質を勘案し、継続的かつ安定的に実施することを基本方針としております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当ができる旨を定款に定めており、剰余金の配当の決定機関は株主総会であります。

なお、当事業年度の配当につきましては、内部留保資金の確保のため実施しておりません。内部留保資金につきましては、更なる事業拡大に向け、保育施設の新規開設などの設備投資等の原資に充当してまいります。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

5 【役員状況】

男性3名 女性1名（役員のうち女性の比率25.0%）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有株式数(株)
代表取締役社長	—	加藤 義人	1976年 4月6日	2000年4月 株式会社タイアップ入社 2006年6月 株式会社リクルートR&Dスタッフイング入社 2009年8月 Crew（個人事業主）開業 2012年7月 株式会社パーソンズ（現、株式会社はな保育）設立 代表取締役（現任） 2022年10月 当社代表取締役就任（現任）	(注) 2	(注) 4	200,000
取締役	—	新美 隆史	1978年 8月6日	2001年4月 山梨大学附属幼稚園入職 2002年10月 株式会社ナムコ入社 2011年7月 ミドリ安全知多株式会社入社 2017年3月 株式会社パーソンズ入社（現、株式会社はな保育） 2020年7月 株式会社パーソ	(注) 2	(注) 4	—

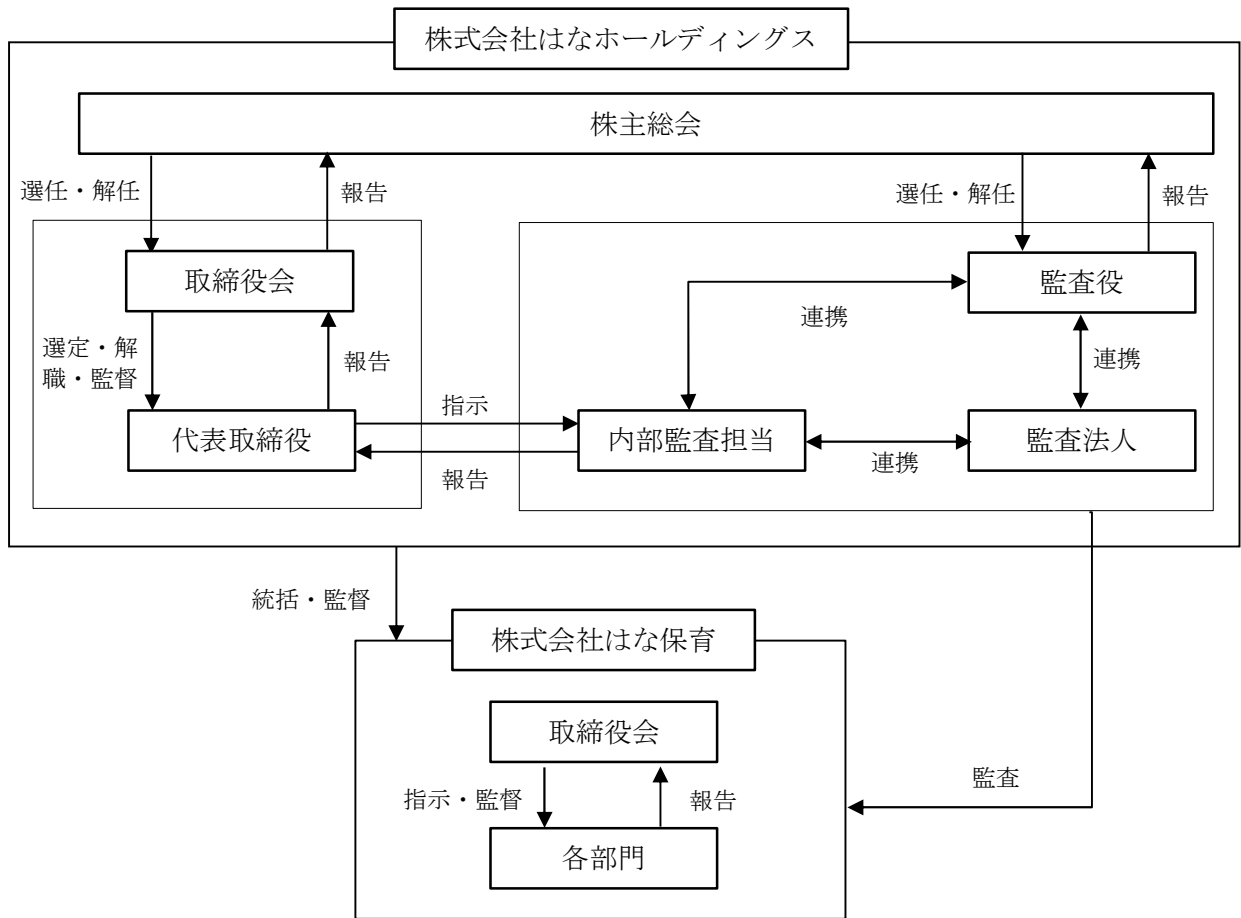
				2022年10月	ンズ（現、株式会社はな保育） 取締役（現任） 当社取締役就任（現任）			
取締役	—	滝口菜穂子	1961年 9月8日	1982年4月 2007年4月 2012年9月 2013年8月 2017年4月 2020年7月 2022年10月	もみじ幼稚園入職 医療法人愛生館はとぼっぼ保育所入職 託児所こどもひろば入職 社会福祉法人任天会富士見の森保育園入職 株式会社パーソンズ入社（現、株式会社はな保育） 株式会社パーソンズ（現、株式会社はな保育）取締役（現任） 当社取締役就任（現任）	(注) 2	(注) 4	—
監査役	—	富永 淳志	1981年 11月28日	2004年4月 2010年1月 2014年8月 2016年10月 2020年3月 2020年4月 2020年12月 2020年12月 2021年6月	株式会社NTTファシリティーズ入社 あずさ監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入所 三菱UFJモルガン・スタンレー証券入社 富永公認会計士事務所開業（現任） 株式会社global bridgeHOLDINGS 社外監査役就任 税理士登録 アリオンパートナーズ株式会社設立 代表取締役就任（現任） Trim株式会社 社外監査役就任 株式会社パーソ	(注) 3	(注) 4	—

				ンズ（現、株式会社はな保育） 社外監査役（現任） 2021年9月 Frich株式会社 社外監査役就任（現任） 2022年10月 当社監査役就任（現任） 2022年11月 株式会社ニュー ロマジック社外 監査役就任（現任）			
計							200,000

- (注) 1. 監査役 富永淳志は、社外監査役であります。
2. 取締役の任期は、2023年1月30日開催の臨時株主総会終結の時から2024年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
3. 監査役任期は、2023年1月30日開催の臨時株主総会終結の時から2026年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 当社は、2022年10月4日に設立された会社であり、2022年3月期の役員報酬の支払実績はありませんが、株式移転前の実質的な統括会社であった株式会社はな保育での2022年3月期における役員報酬の総額は39,067千円を支給しております。

## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】



#### ①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、保育事業という公共性の高い事業を営んでおります。そのため法令遵守の徹底、迅速かつ適切な経営判断・業務執行等を通じたコーポレート・ガバナンスの継続的な強化に努めております。

また、持続的な成長・発展を遂げていくためには、経営の効率性と健全性を高めることが重要であると認識しており、最適な経営管理体制の構築に努めております。

#### ②会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

##### (a) 取締役会・役員体制

当社の取締役会は、3名の取締役で構成されており、毎月開催される定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、法令で定められた事項、経営に関する重要な事項の決定及び業務執行の監督を行っております。

##### (b) 監査役

当社は監査役制度を採用しており、監査役を1名置いております。監査役は監査役規程に基づき、取締役の業務執行状況を監査しております。また、監査役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。

##### (c) 会計監査

当社は、かがやき監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき監査を受けております。なお、2022年3月期において監査を執行した公認会計士は奥村隆志氏、林幹根氏の2名であり、いずれ

も継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士4名であります。

なお当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

### ③内部統制システムの整備の状況

当社は、職務権限規程の遵守により、業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。

### ④内部監査及び監査役の状況

当社の内部監査は、代表取締役社長の直下に内部監査担当者1名を配置しており、業務を監査しております。当社及び当社子会社の各部門の監査結果並びに改善点につきましては、内部監査担当者より、代表取締役社長に対して報告書並びに改善要望書を提出する体制をとっております。

監査役は、取締役会への出席、稟議書等重要な文書の閲覧、必要に応じ取締役及び使用人に対して事業に関する報告を求めること等を通じて、取締役の意思決定プロセスや業務執行状況の把握に努め、取締役の職務執行の適法性を監視しております。

また、内部監査担当者、監査役及び監査法人は、それぞれの監査計画、監査の進捗状況や監査結果等に関して情報交換を行い、効果的かつ効率的な監査を実施するよう努めております。

### ⑤リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、リスク管理の主管部署として管理部が情報の一元化を行っております。また、当社は、企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております。

### ⑥社外取締役及び社外監査役の状況

当社は社外取締役を選任していませんが、社外監査役は1名選任されており、外部からの客観的及び中立的な立場から経営を監視する体制を構築しております。社外監査役と当社の間には人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係を有しておらず、一般株主との利益相反の恐れはありません。

なお、当社は社外取締役及び社外監査役の独立性に関する基準、方針について特段の定めはありませんが、選任に際しては客観的かつ中立的な経営監視機能が十分に発揮されるよう考慮しております。

### ⑦役員報酬の内容

当社は、2022年10月4日に設立された会社であり、第1期の決算を迎えておらず、該当する情報はありません。

(参考情報)

株式移転前の実質的な統括会社であった株式会社はな保育の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数の内容は以下のとおりです。

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	賞与	ストック オプション	役員退職 慰労金	
取締役(社外 取締役を除く)	37,267	27,900	5,730	—	3,637	3
監査役(社外)	—	—	—	—	—	—



監査役を除く)						
社外役員	1,800	1,800	—	—	—	1
計	39,067	29,700	5,730	—	3,637	4

(注) 取締役の報酬等の総額には、当事業年度に係る役員退職慰労引当金繰入額3,637千円（取締役3名）を含めております。

⑧支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。関連当事者取引については、取引の際に取締役会の承認を必要といたします。このような運用を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

⑨取締役の定数

当社の取締役は5名以内、監査役は3名以内とする旨を定款で定めております。

⑩取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

⑪株主総会の特別決議要件

該当事項はありません。

⑫自己株式の取得

該当事項はありません。

⑬中間配当に関する事項

該当事項はありません。

⑭取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠った取締役（取締役であったものを含む。）及び監査役（監役であったものを含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除できる旨を定款に定めております。

⑮株式の保有状況

該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

①【監査法人に対する報酬の内容】

当社は、2022年10月4日に設立された会社であり、第1期の決算を迎えておらず、該当する情報はありません。

(参考情報)

株式移転前の実施的な統括会社であった株式会社はな保育の監査法人に対する報酬の内容は以下のとおりです。

区分	最近事業年度
----	--------

	監査証明業務に基づく報酬 (円)	非監査業務に基づく報酬 (円)
発行者	5,520,000	—
計	5,520,000	—

②【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④【監査報酬の決定方針】

監査報酬の決定方針はありませんが、当社の規模及び特性、監査日数等の諸要素を勘案し、適切に決定しております。

## 第6【経理の状況】

### 1. 連結財務諸表及び財務諸表について

当社は、2022年10月4日に株式移転により設立された会社であり、第1期の決算を迎えておらず、連結財務諸表を記載していません。

このため、当社の株式移転前の実質的な統括会社であった株式会社はな保育の財務諸表を参考情報として記載しております。

### 2. 財務諸表の作成方法について

(1) 当社の株式移転前の実質的な統括会社であった株式会社はな保育の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1963年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

(2) 当社の株式移転前の実質的な統括会社であった株式会社はな保育の財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第6項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

### 3. 中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の株式移転前の実質的な統括会社であった株式会社はな保育の中間財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1999年大蔵省令第24号）に基づいて作成しております。

(2) 当社株式移転前の実質的な統括会社であった株式会社はな保育の中間財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第6項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠してしております。

### 4. 監査証明について

(1) 当社は、2022年10月4日に株式移転により設立された会社であり、第1期の決算を迎えていないため、かがやき監査法人により監査を受けておりません。

(2) 当社の株式移転前の実質的な統括会社であった株式会社はな保育の財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、当事業年度（2021年4月1日から2022年3月31日まで）の財務諸表について、かがやき監査法人により監査を受けております。

(3) 当社の株式移転前の実質的な統括会社であった株式会社はな保育の財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、当中間会計期間（2022年4月1日から2022年9月30日まで）の中間財務諸表について、かがやき監査法人により中間監査を受けております。

【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

当社は、2022年10月4日に株式移転により設立された会社であり、第1期の決算を迎えておらず、該当事項はありません。

②【連結損益及び包括利益計算書】

当社は、2022年10月4日に株式移転により設立された会社であり、第1期の決算を迎えておらず、該当事項はありません。

③【連結株主資本等変動計算書】

当社は、2022年10月4日に株式移転により設立された会社であり、第1期の決算を迎えておらず、該当事項はありません。

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

当社は、2022年10月4日に株式移転により設立された会社であり、第1期の決算を迎えておらず、該当事項はありません。

**【注記事項】**

当社は、2022年10月4日に株式移転により設立された会社であり、第1期の決算を迎えておらず、該当事項はありません。



⑤【連結附属明細表】

当社は、2022年10月4日に株式移転により設立された会社であり、第1期の決算を迎えておらず、該当事項はありません。

## (2) 【その他】

### (参考情報)

当社は、2022年10月4日に株式移転により、株式会社はな保育の完全親会社として設立されました。株式移転前の保育事業の統括会社であった株式会社はな保育の個別財務諸表が、当社グループの状況をより反映すると考えられるため、参考として株式会社はな保育の前事業年度（自2021年4月1日至2022年3月31日）及び当事業年度（自2021年4月1日至2022年3月31日）に係る財務諸表、並びに当中間会計期間（自2022年4月1日至2022年9月30日）の中間財務諸表を記載しております。

なお、当財務諸表及び中間財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、当事業年度（2021年4月1日から2022年3月31日まで）の財務諸表並びに当中間会計期間（2022年4月1日から2022年9月30日まで）の中間財務諸表について、かがやき監査法人により監査を受けております。

(株式会社はな保育)

【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	181,339	226,908
売掛金	36,211	59,515
貯蔵品	11,007	9,687
前払費用	8,177	22,861
未収入金	63,750	47,713
未取還付法人税等	19,899	-
その他	2,796	2,616
貸倒引当金	△210	△397
流動資産合計	322,972	368,905
固定資産		
有形固定資産		
建物	※ <sub>1</sub> 213,505	※ <sub>1</sub> 262,747
減価償却累計額	△23,211	△34,472
建物(純額)	190,294	228,275
構築物	※ <sub>1</sub> 13,412	※ <sub>1</sub> 15,512
減価償却累計額	△2,433	△3,572
構築物(純額)	10,979	11,939
車両運搬具	7,730	7,730
減価償却累計額	△4,022	△5,257
車両運搬具(純額)	3,707	2,472
工具、器具及び備品	※ <sub>1</sub> 52,492	※ <sub>1</sub> 58,909
減価償却累計額	△28,906	△35,927
工具、器具及び備品(純額)	23,586	22,982
土地	11,511	-
リース資産	18,440	22,220
減価償却累計額	△5,825	△8,798
リース資産(純額)	12,615	13,422
有形固定資産合計	252,694	279,092
無形固定資産		
ソフトウェア	6,028	2,757
無形固定資産合計	6,028	2,757
投資その他の資産		
長期前払費用	21,635	32,614
保険積立金	30,772	38,288
敷金及び保証金	13,278	21,551
繰延税金資産	10,088	21,004
その他	45	45
投資その他の資産合計	75,820	113,503
固定資産合計	334,543	395,353
資産合計	657,515	764,259

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	2,746	3,999
短期借入金	※ <sub>2</sub> 16,500	※ <sub>2</sub> 30,000
1年内返済予定の長期借入金	47,610	47,492
1年内償還予定の社債	17,000	17,000
未払金	25,910	23,194
未払費用	67,859	94,701
未払法人税等	-	35,048
未払消費税等	-	11,612
リース債務	2,973	3,666
預り金	11,094	11,999
その他	228	-
流動負債合計	191,923	278,714
固定負債		
社債	53,500	36,500
長期借入金	158,231	110,739
リース債務	9,642	10,076
役員退職慰労引当金	19,931	23,568
資産除去債務	45,087	56,686
その他	3,616	2,300
固定負債合計	290,008	239,870
負債合計	481,931	518,585
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,000	10,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	165,584	235,674
利益剰余金合計	165,584	235,674
株主資本合計	175,584	245,674
純資産合計	175,584	245,674
負債純資産合計	657,515	764,259

## 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

当中間会計期間 (2022年9月30日)	
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	295,641
売掛金	55,053
貯蔵品	1,409
前払費用	22,690
未収入金	-
その他	1,842
貸倒引当金	△121
流動資産合計	376,515
固定資産	
有形固定資産	
建物	※ <sub>1</sub> 263,027
減価償却累計額	△40,954
建物（純額）	222,073
構築物	※ <sub>1</sub> 15,512
減価償却累計額	△4,203
構築物（純額）	11,308
車両運搬具	7,730
減価償却累計額	△5,668
車両運搬具（純額）	2,061
工具、器具及び備品	※ <sub>1</sub> 58,909
減価償却累計額	△39,423
工具、器具及び備品（純額）	19,485
リース資産	22,220
減価償却累計額	△10,600
リース資産（純額）	11,620
建設仮勘定	2,200
有形固定資産合計	268,749
無形固定資産	
ソフトウェア	2,339
無形固定資産合計	2,339
投資その他の資産	
長期前払費用	40,413
保険積立金	44,598
敷金及び保証金	21,456
繰延税金資産	27,309
その他	45
投資その他の資産合計	133,822
固定資産合計	404,911
資産合計	781,427

(単位：千円)

当中間会計期間  
(2022年9月30日)

負債の部	
流動負債	
買掛金	4,224
短期借入金	※2 -
1年内返済予定の長期借入金	59,450
1年内償還予定の社債	17,000
未払金	10,506
未払費用	98,443
未払法人税等	-
未払消費税等	※3 8,037
リース債務	3,666
預り金	14,382
資産除去債務	1,978
流動負債合計	<u>217,689</u>
固定負債	
社債	28,000
長期借入金	213,231
リース債務	8,242
役員退職慰労引当金	25,500
資産除去債務	55,562
その他	-
固定負債合計	<u>330,536</u>
負債合計	<u>548,226</u>
純資産の部	
株主資本	
資本金	10,000
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	223,200
利益剰余金合計	<u>223,200</u>
株主資本合計	<u>233,200</u>
純資産合計	<u>233,200</u>
負債純資産合計	<u>781,427</u>

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
売上高	991,840	1,390,034
売上原価	839,236	1,175,141
売上総利益	152,604	214,892
販売費及び一般管理費	※ <sub>1</sub> 144,939	※ <sub>1</sub> 139,167
営業利益	7,664	75,725
営業外収益		
助成金収入	6,677	5,376
その他	1,531	817
営業外収益合計	8,209	6,193
営業外費用		
支払利息	1,478	1,580
障害者雇用納付金	1,280	1,200
補助金返還額	281	1,458
リース解約損	1,027	-
その他	482	342
営業外費用合計	4,549	4,581
経常利益	11,323	77,337
特別利益		
補助金収入	66,946	91,541
その他	309	296
特別利益合計	67,255	91,837
特別損失		
固定資産圧縮損	※ <sub>2</sub> 45,687	※ <sub>2</sub> 70,117
減損損失	※ <sub>3</sub> 9,559	※ <sub>3</sub> -
役員退職慰労引当金繰入額	17,400	-
その他	136	2,012
特別損失合計	72,783	72,129
税引前当期純利益	5,795	97,045
法人税、住民税及び事業税	5,320	37,871
法人税等調整額	△4,780	△10,916
法人税等合計	540	26,955
当期純利益	5,255	70,090

## 【中間損益計算書】

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)
売上高	794,549
売上原価	725,288
売上総利益	69,261
販売費及び一般管理費	※ <sub>1</sub> 83,833
営業損失(△)	△14,571
営業外収益	
助成金収入	69
その他	111
営業外収益合計	180
営業外費用	
支払利息	809
障害者雇用納付金	650
補助金返還額	760
その他	136
営業外費用合計	2,356
経常損失(△)	△16,747
特別損失	
店舗閉鎖損失	2,030
特別損失合計	2,030
税引前中間純損失(△)	△18,778
法人税等	※ <sub>2</sub> △6,304
中間純損失(△)	△12,473



【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)		当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 人件費	※1	610,704	72.8	860,710	73.2
II 経費		228,531	27.2	314,431	26.8
合計		839,236	100.0	1,175,141	100.0

(注) ※1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前中間会計期間 (千円)	当中間会計期間 (千円)
給食費	22,407	35,128
旅費交通費	13,053	17,082
消耗品費	34,610	40,465
水道光熱費	9,416	12,321
地代家賃	81,959	99,934
支払手数料	16,409	22,039
租税公課	60	24,889
減価償却費	18,805	21,431
求人採用費	17,740	11,982
その他	14,068	29,155

【中間売上原価明細書】

		当中間会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)
I 人件費		541,781	74.7
II 経費	※1	183,506	25.3
合計		725,288	100.0

(注) ※1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	当中間会計期間 (千円)
給食費	21,351
旅費交通費	13,582
消耗品費	21,580
水道光熱費	8,248
地代家賃	58,408
支払手数料	14,727
租税公課	11,783
減価償却費	12,059
求人採用費	5,124
その他	16,640

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
	繰越利益剰余金				
当期首残高	10,000	158,761	158,761	168,761	168,761
誤謬の訂正による累積的影響額	-	1,566	1,566	1,566	1,566
遡及処理後当期首残高	10,000	160,328	160,328	170,328	170,328
当期変動額					
当期純利益		5,255	5,255	5,255	5,255
当期変動額合計	-	5,255	5,255	5,255	5,255
当期末残高	10,000	165,584	165,584	175,584	175,584

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
	繰越利益剰余金				
当期首残高	10,000	165,584	165,584	175,584	175,584
当期変動額					
当期純利益		70,090	70,090	70,090	70,090
当期変動額合計	-	70,090	70,090	70,090	70,090
当期末残高	10,000	235,674	235,674	245,674	245,674

【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間（自 2022年4月1日 至 2022年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
	繰越利益剰余金				
当期首残高	10,000	235,674	235,674	245,674	245,674
当中間期変動額					
中間純損失（△）		△12,473	△12,473	△12,473	△12,473
当中間期変動額合計	-	△12,473	△12,473	△12,473	△12,473
当中間期末残高	10,000	223,200	223,200	233,200	233,200

## ④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	5,795	97,045
減価償却費	23,681	25,068
減損損失	9,559	-
長期前払費用償却額	8,092	12,407
固定資産圧縮損	45,687	70,117
補助金収入	△66,946	△91,541
売上債権の増減額 (△は増加)	1,865	△26,500
役員退職慰労金の増減額 (△は減少)	19,931	3,637
未払金の増減額 (△は減少)	14,477	△326
未払費用の増減額 (△は減少)	△4,566	26,833
未払又は未収消費税等の増減額	△6,586	14,234
前払費用の増減額 (△は増加)	△226	△10,546
その他の負債の増減額 (△は減少)	10,769	△893
その他	4,097	5,206
小計	65,634	124,741
利息及び配当金の受取額	2	2
利息の支払額	△1,921	△2,057
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払)	△62,332	17,077
補助金の受取額	103,827	111,237
営業活動によるキャッシュ・フロー	105,211	251,000
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△152,864	△115,682
有形固定資産の売却による収入	2,494	11,807
定期預金の払戻による収入	-	3,840
保険積立金の積立による支出	△8,124	△7,516
敷金及び保証金の差入による支出	△1,305	△8,381
長期前払費用の取得による支出	△2,325	△29,431
その他	△1,506	△3,185
投資活動によるキャッシュ・フロー	△163,631	△148,548
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の増減額 (△は減少)	△73,500	13,500
長期借入れによる収入	100,000	-
長期借入金の返済による支出	△40,222	△47,610
社債の発行による収入	50,000	-
社債の償還による支出	△12,000	△17,000
その他	△2,372	△2,653
財務活動によるキャッシュ・フロー	21,905	△53,763
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△36,515	48,688
現金及び現金同等物の期首残高	214,735	178,219
現金及び現金同等物の期末残高	※ 178,219	※ 226,908

【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当中間会計期間  
(自 2022年4月1日  
至 2022年9月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前中間純損失(△)	△18,778
減価償却費	13,364
長期前払費用償却額	8,457
売上債権の増減額(△は増加)	4,462
たな卸資産の増減額(△は増加)	8,278
未払金の増減額(△は減少)	△14,294
未払費用の増減額(△は減少)	2,443
未払又は未収消費税等の増減額	△3,575
前払費用の増減額(△は増加)	4,411
その他	8,070
小計	12,840
利息及び配当金の受取額	1
利息の支払額	△962
法人税等の支払額又は還付額(△は支払)	△35,049
補助金の受取額	47,250
営業活動によるキャッシュ・フロー	24,079
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△3,110
保険積立金の積立による支出	△6,309
長期前払費用の増加による支出	△20,370
その他	325
投資活動によるキャッシュ・フロー	△29,464
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の増減額(△は減少)	△30,000
長期借入れによる収入	180,000
長期借入金の返済による支出	△65,550
社債の償還による支出	△8,500
その他	△1,833
財務活動によるキャッシュ・フロー	74,116
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	68,732
現金及び現金同等物の期首残高	226,908
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 295,641

## 【注記事項】

### (重要な会計方針)

#### 1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品…先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに 2016 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～47 年

構築物 10～15 年

##### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5 年）に基づく定額法を採用しております。

##### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### (2) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支出に備えて、役員退職金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

#### 4. 重要な収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 30 号 2020 年 3 月 31 日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、以下のとおりであります。

主に自治体との契約等に基づき契約期間において保育園等の運営を行うことにより、一定の委託費の収入を得ております。当該委託費については、自治体との契約等により定められた期間において、園児数、保育士数などの一定の要件に応じた保育園等の運営を行うことにより履行義務が充足されることとなりますので、契約期間にわたり収益を認識しております。

また、一部の売上については保護者との契約により園児等への保育サービスを提供することにより収入を得ております。当該収益については、一定期間園児等を預かり、その期間内に一定の保育サービスを提供することで履行義務が充足されることとなります。保育サービスは、主に保育時間、食事等のサービスの提供を元に収益額が計算されます。サービスの提供に応じて履行義務が充足されますが、主に計算期間の単位を 1 ヶ月とし、月単位で収益を認識しております。

#### 5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から 3 ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

#### 6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式を採用しております。なお、固定資産に係る控除対象外消費税等は、長期前払費用として計上し、5年間で均等償却を行っております。

(重要な会計上の見積り)

会計上の見積りは、財務諸表作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当事業年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

繰延税金資産

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

繰延税金資産 21,004 千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、企業会計上の資産・負債と税務上の資産・負債との差額である一時差異等について税効果会計を適用し、繰延税金資産及び繰延税金負債を計上しております。

繰延税金資産の回収可能性は、収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性及びタックス・プランニングに基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性に基づき判断しております。

課税所得の見積りは、将来計画の前提となった数値を、経営環境等の外部要因に関する情報や当社が用いている内部の情報に基づいて算定しております。

当該見積りについて、市場環境の変化により前提条件が変更された場合には当社の業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これに伴い、消費税等の会計処理を税込方式から税抜方式に変更した結果、当事業年度の売上高が22,127千円、営業利益が5,556千円、経常利益が5,560千円、当期純利益が4,015千円減少しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる財務諸表への影響はありません。



(貸借対照表関係)

※1 固定資産の圧縮記帳

当期において、国庫補助金等の受入れにより、68,548千円の圧縮記帳をおこないました。その内訳は、建物56,026千円、構築物2,516千円、工具、器具及び備品10,005千円であります。

なお、有形固定資産に係る国庫補助金等の受入れによる圧縮記帳累計額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
建物	297,955千円	353,982千円
構築物	7,527	10,044
工具、器具及び備品	6,959	16,965
計	312,443	380,991

※2 当座貸越契約

当社においては、運転資金の効率的な調達をおこなうため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
当座貸越極度額	-千円	30,000千円
借入実行残高	-	30,000
差引額	-	-

(損益計算書関係)

※1 販売費に属する費用のおおよその割合は、前事業年度 11%、当事業年度 13%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度 89%、当事業年度 87%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
役員報酬	31,300千円	35,430千円
従業員給料	24,994	36,310
支払手数料	15,882	16,734
減価償却費	7,376	3,456

※2 固定資産圧縮損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
建物	37,678千円	56,026千円
構築物	1,991	2,516
工具、器具及び備品	6,017	10,005
その他	-	1,569
計	45,687	70,117

※3 減損損失

前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類	減損損失
愛知県名古屋市	保育施設	建物 工具、器具及び備品 ソフトウェア 長期前払費用	9,559千円

資産のグルーピングは、主として保育所等の施設単位とし、共用資産については各物件毎にグルーピングしております。

営業活動による損益が継続してマイナスになる施設については帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失 (9,559千円) として特別損失に計上いたしました。その内訳は、建物 6,355千円、工具、器具及び備品 1,355千円、ソフトウェア 60千円、長期前払費用 1,788千円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は使用価値と正味売却価額とのいずれか高い金額により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込めないことにより、零と評価しております。

当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	20	-	-	20

2. 自己株式に関する事項  
該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項  
該当事項はありません。

4. 配当に関する事項  
該当事項はありません。

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	20	-	-	20

(注) 当社は、2022年5月16日付で普通株式1株につき10,000株の割合で株式分割を行っておりますが、上記は当該株式分割前の株式数で記載しております。

2. 自己株式に関する事項  
該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項  
該当事項はありません。

4. 配当に関する事項  
該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
現金及び預金勘定	181,339千円	226,908千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△3,120	-
現金及び現金同等物	178,219	226,908

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

主として、保育事業における厨房機器であります。

② リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法 (3) リース資産」に記載の通りであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
1年内	1,433	1,584
1年超	2,974	2,023
合計	4,408	3,608

## (金融商品関係)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払費用及び預り金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

借入金、社債及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後6年であります。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権である売掛金については、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行い、定期的にモニタリングを行っております。敷金及び保証金については、差入先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

##### ② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2021年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 売掛金	36,211	36,211	-
(2) 未収入金	63,750	63,750	-
(3) 未収還付法人税等	19,899	19,899	-
(4) 敷金及び保証金	13,278	12,236	△1,041
資産計	133,139	132,097	△1,041
(1) 買掛金	2,746	2,746	-
(2) 未払金	25,910	25,910	-
(3) 未払費用	67,859	67,859	-
(4) 預り金	11,094	11,094	-
(5) 短期借入金	16,500	16,500	-
(6) 長期借入金			
1年内返済予定の長期借入金	47,610		
長期借入金	158,231		
長期借入金合計	205,841	205,629	△211
(7) 社債			
1年内償還予定の社債	17,000		
社債	53,500		
社債合計	70,500	70,594	94
(8) リース債務			
リース債務 (流動負債)	2,973		
リース債務 (固定負債)	9,642		
リース債務合計	12,615	12,195	△420
負債計	413,067	412,530	△537

(\*) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

当事業年度（2022年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 売掛金	59,515	59,515	-
(2) 未収入金	47,713	47,713	-
(3) 敷金及び保証金	21,551	19,140	△2,411
資産計	128,780	126,369	△2,411
(1) 買掛金	3,999	3,999	-
(2) 未払金	23,194	23,194	-
(3) 未払費用	94,701	94,701	-
(4) 預り金	11,999	11,999	-
(5) 短期借入金	30,000	30,000	-
(6) 未払法人税等	35,048	35,048	-
(7) 長期借入金			
1年内返済予定の長期借入金	47,492		
長期借入金	110,739		
長期借入金合計	158,231	158,168	△62
(8) 社債			
1年内償還予定の社債	17,000		
社債	36,500		
社債合計	53,500	53,346	△153
(9) リース債務			
リース債務 (流動負債)	3,666		
リース債務 (固定負債)	10,076		
リース債務合計	13,742	13,270	△471
負債計	424,417	423,729	△688

(\*) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注) 1. 金銭債権の決算日後の償還予定額  
前事業年度 (2021年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	180,089	-	-	-
売掛金	36,211	-	-	-
未収入金	63,750	-	-	-
未収還付法人税等	19,899	-	-	-
合計	299,950	-	-	-

敷金及び保証金は、返還期日を明確に把握できないため、償還予定額に含めておりません。

当事業年度 (2022年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	210,658	-	-	-
売掛金	59,515	-	-	-
未収入金	47,713	-	-	-
合計	317,887	-	-	-

敷金及び保証金は、返還期日を明確に把握できないため、償還予定額に含めておりません。

2. 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額  
前事業年度 (2021年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	16,500	-	-	-	-	-
社債	17,000	17,000	17,000	14,500	5,000	-
長期借入金	47,610	47,492	41,680	40,307	17,130	11,622
リース債務	2,973	2,973	2,576	1,445	1,445	1,201
合計	84,083	67,465	61,256	56,252	23,575	12,823

当事業年度 (2022年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	30,000	-	-	-	-	-
社債	17,000	17,000	14,500	5,000	-	-
長期借入金	47,492	41,680	40,307	17,130	9,302	2,320
リース債務	3,666	3,269	2,138	2,138	1,293	1,235
合計	98,158	61,949	56,945	24,268	10,595	3,555



### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### (1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当する金融商品はありません。

#### (2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当事業年度（2022年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
売掛金	-	59,515	-	59,515
未収入金	-	47,713	-	47,713
敷金及び保証金	-	19,140	-	19,140
資産計	-	126,369	-	126,369
買掛金	-	3,999	-	3,999
未払金	-	23,194	-	23,194
未払費用	-	94,701	-	94,701
預り金	-	11,999	-	11,999
短期借入金	-	30,000	-	30,000
未払法人税等	-	35,048	-	35,048
長期借入金	-	158,168	-	158,168
社債	-	53,346	-	53,346
リース債務	-	13,270	-	13,270
負債計	-	423,729	-	423,729

#### (注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

##### 売掛金、並びに未収入金

これらの時価の算定は、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

##### 敷金及び保証金

これらの時価の算定は、一定の期間ごとに分類し、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

買掛金、未払金、未払費用、預り金及び短期借入金、並びに未払法人税等

これらの時価の算定は、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金及び社債、並びにリース債務

これらの時価の算定は、元利金の合計額を、同様の新規借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しておおり、レベル2の時価に分類しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
繰延税金資産		
資産除去債務	15,140千円	19,035千円
役員退職慰労引当金	6,692	7,914
減損損失	3,035	2,595
未払事業税	-	3,642
未払役員賞与	-	2,144
その他	478	1,864
繰延税金資産計	25,345	37,194
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	13,056	16,190
未収還付事業税	2,201	-
繰延税金負債計	15,257	16,190
繰延税金資産の純額	10,088	21,004

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
法定実効税率 (調整)	33.58%	33.58%
住民税均等割	10.58	1.02
中小法人軽減税率	△15.61	△0.93
法人税額の特別控除額	△18.42	△6.46
その他	△0.81	0.56
税効果会計適用後の法人税等の負担率	9.32	27.78

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

当社は、保育施設及び事務所等について賃貸借契約に基づき原状回復義務を負っており、当該契約における賃貸借期間終了時の原状回復義務に関し資産除去債務を計上しております。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該契約の期間及び建物の耐用年数に応じて22年～47年と見積もり、割引率は0.3%～0.9%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
期首残高	39,870千円	45,087千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	5,088	11,419
時の経過による調整額	128	180
期末残高	45,087	56,686

(注) 前事業年度の「期首残高」は、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 2008年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 2008年3月31日)を適用したことによる期首時点における残高であります。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、保育事業の単一セグメントであり、その売上高は顧客との契約から生じる収益であります。顧客との契約から生じる収益の区分は概ね単一であることから、収益を分解した情報の重要性が乏しいため注記の記載を省略しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、重要な会計方針「4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約残高

顧客との契約から生じた債権、契約資産の残高は以下の通りであります。

(単位：千円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高） 売掛金	36,211
顧客との契約から生じた債権（期末残高） 売掛金	59,515
契約負債（期首残高） その他	223
契約負債（期末残高） その他	-

当期に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は 223 千円であります。

また、契約負債の減少額は、収益認識により生じたものであります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、保育事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

当社は、保育事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の氏名又は名称	売上高	関連するセグメント名
名古屋市	411,350	保育事業
一宮市	175,780	保育事業

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

当社は、保育事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の氏名又は名称	売上高	関連するセグメント名
名古屋市	529,417	保育事業
一宮市	195,188	保育事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当社は、保育事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又 は出資金 (千円)	事業の内 容又は職 業	議決権等 の所有(被 所有)割合 (%)	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び 主要株主	加藤 義人	-	-	当社代表 取締役	(被所有) 直接 100	債務 被保証	当社銀行 借入に対 する債務 被保証 (注)	67,673	-	-

(注) 当社は、銀行借入に対して、代表取締役社長加藤義人より債務保証を受けております。なお、保証料の支払いは行っておりません。また、取引金額には、被保証債務の当事業年度末残高を記載しております。

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又 は出資金 (千円)	事業の内 容又は職 業	議決権等 の所有(被 所有)割合 (%)	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び 主要株主	加藤 義人	-	-	当社代表 取締役	(被所有) 直接 100	債務 被保証	当社銀行 借入に対 する債務 被保証 (注1)	78,071	-	-
							契約保証 金に係る 取引銀行 の支払承 諾の債務 保証 (注2)	-	-	-

(注) 1. 当社は、銀行借入に対して、代表取締役社長加藤義人より債務保証を受けております。なお、保証料の支払いは行っておりません。また、取引金額には、被保証債務の当事業年度末残高を記載しております。

2. 事業所内保育施設の委託業務契約の契約保証金に係る取引銀行の支払承諾に対して、代表取締役社長加藤義人（保証極度額 33,000 千円）より連帯保証を受けておりますが、保証料の支払いは行っておりません。

## (1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
1株当たり純資産額	877.92円	1,228.37円
1株当たり当期純利益金額	26.27円	350.45円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

2. 当社は、2022年5月16日付で普通株式1株につき10,000株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算出しております。

3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
当期純利益金額(千円)	5,255	70,090
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益金額(千円)	5,255	70,090
期中平均株式数(株)	200,000	200,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	-	-

4. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	175,584	245,674
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	-	-
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	175,584	245,674
普通株式の発行済株式数(株)	200,000	200,000



## (重要な後発事象)

### (単独株式移転による純粋持株会社の設立)

2022年9月15日開催の株式会社はな保育取締役会および2022年9月28日開催の株式会社はな保育臨時株主総会において、単独株式移転により純粋持株会社（完全親会社）である「株式会社はなホールディングス」（以下「持株会社」といいます。）を設立することを決議し、2022年10月4日に設立いたしました。

#### 1. 企業結合の目的

当社を取り巻く経営環境はコロナ禍における少子化の急拡大や保育施設の利用控えなど、大きく変化してきております。こうした変化の中で業界各社は他事業への進出や再編の動きを加速させつつあります。

当社が今後持続的な成長を遂げるためにはグループ全体を俯瞰して限られた経営資源の最適配分を行い事業単位での競争力を強化していく必要があります。これを実現する上で持株会社体制へ移行することが効果的であると判断しました。なお、ガバナンス強化の観点からも「経営監督機能」と「業務執行機能」を分離する持株会社体制は適していると考えております。

#### 2. 本株式移転の要旨

##### (1) 本株式移転の方式

当社を株式移転完全子会社、持株会社を株式移転設立完全親会社とする単独株式移転方式です。

##### (2) 本株式移転に係る割当の内容（株式移転比率）

会社名	株式会社はなホールディングス (株式移転設立完全親会社)	株式会社はな保育 (株式移転完全子会社)
株式移転比率	1	1

##### (注1) 株式移転比率

本株式移転により持株会社が当社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時における当社の株主の皆様に対し、その保有する当社の普通株式1株につき設立する持株会社の普通株式1株を割当交付しております。

##### (注2) 単元株式数

持株会社は単元株制度を採用し、1単元の株式数を100株としております。

##### (注3) 株式移転比率の算定根拠

本株式移転は、当社単独による株式移転によって完全親会社1社を設立するものであり、株式移転時の当社の株主構成と持株会社の株主構成に変化のないことから、株主の皆様が不利益や混乱を与えないことを第一義として、株主の皆様が所有する当社普通株式1株に対して持株会社の普通株式1株を割り当てることといたしました。

##### (注4) 本株式移転により交付する新株式数

普通株式 200,000 株

#### 3. 本株式移転により新たに設立する会社（完全親会社・持株会社）の概要

- |               |                                    |
|---------------|------------------------------------|
| (1) 名称        | 株式会社はなホールディングス                     |
| (2) 所在地       | 愛知県名古屋市中区丸の内一丁目5番28号<br>伊藤忠丸の内ビル8階 |
| (3) 代表者の役職・氏名 | 代表取締役 加藤 義人                        |
| (4) 事業内容      | グループ会社の経営管理及びそれに附帯する業務             |
| (5) 資本金       | 10百万円                              |
| (6) 設立年月日     | 2022年10月4日                         |
| (7) 決算期       | 3月31日                              |

#### 4. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

## 【注記事項】

### (重要な会計方針)

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### 棚卸資産

##### 貯蔵品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに 2016 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～47 年

構築物 10～15 年

##### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5 年）に基づく定額法を採用しております。

##### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### (2) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支出に備えて、役員退職金規程に基づく中間期末要支給額を計上しております。

#### 4. 重要な収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 30 号 2020 年 3 月 31 日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、以下のとおりであります。

主に自治体との契約等に基づき契約期間において保育園等の運営を行うことにより、一定の委託費の収入を得ております。当該委託費については、自治体との契約等により定められた期間において、園児数、保育士数などの一定の要件に応じた保育園等の運営を行うことにより履行義務が充足されることとなりますので、契約期間にわたり収益を認識しております。

また、一部の売上については保護者との契約により園児等への保育サービスを提供することにより収入を得ております。当該収益については、一定期間園児等を預かり、その期間内に一定の保育サービスを提供することで履行義務が充足されることとなります。保育サービスは、主に保育時間、食事等のサービスの提供を元に収益額が計算されます。サービスの提供に応じて履行義務が充足されますが、主に計算期間の単位を 1 ヶ月とし、月単位で収益を認識しております。

#### 5. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から 3 ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

6. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式を採用しております。なお、固定資産に係る控除対象外消費税等は、長期前払費用として計上し、5年間で均等償却を行っております。

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。

なお、中間財務諸表に与える影響はありません。

(中間財務諸表の作成に特有の会計処理の適用)

(税金費用の計算)

税金費用については、当中間会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積もり、税引前中間純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(中間貸借対照表関係)

※1 固定資産の圧縮記帳

国庫補助金等の受入れにより有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は、次のとおりであります。

	当中間会計期間 (2022年9月30日)
建物	353,982千円
構築物	10,044
工具、器具及び備品	16,965
計	380,991

※2 当座貸越契約

当社においては、運転資金の効率的な調達をおこなうため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当中間会計期間末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	当中間会計期間 (2022年9月30日)
当座貸越極度額	30,000千円
借入実行残高	-
差引額	30,000

※3 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

(中間損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)
役員報酬	15,450千円
従業員給料	25,065
支払手数料	12,916

※2 税金費用については、簡便法による税効果会計を適用しているため、法人税等調整額は法人税等を含めて表示しております。

※3 減価償却実施額

	当中間会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)
有形固定資産	12,946千円
無形固定資産	418

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	20	199,980	-	200,000

(注) 発行済株式数の増加は、株式分割(1株につき10,000株の割合で分割)により増加したものです。

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)
現金及び預金勘定	295,641千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	-
現金及び現金同等物	295,641



(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

主として、保育事業における厨房機器であります。

② リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法 (3) リース資産」に記載の通りであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	当中間会計期間 (2022年9月30日)
1年内	1,521
1年超	1,898
合計	3,420

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額（貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

当中間会計期間（自 2022年4月1日 至 2022年9月30日）

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 売掛金	55,053	55,053	-
(2) 敷金及び保証金	21,456	18,158	△3,297
資産計	76,509	73,211	△3,297
(1) 買掛金	4,224	4,224	-
(2) 未払金	10,506	10,506	-
(3) 未払費用	98,443	98,443	-
(4) 預り金	14,382	14,382	-
(5) 長期借入金			
1年内返済予定の長期借入金	59,450		
長期借入金	213,231		
長期借入金合計	272,681	272,025	△655
(6) 社債			
1年内償還予定の社債	17,000		
社債	28,000		
社債合計	45,000	44,887	△112
(7) リース債務			
リース債務（流動負債）	3,666		
リース債務（固定負債）	8,242		
リース債務合計	11,909	11,531	△377
負債計	457,147	456,002	△1,145

(\*) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品  
該当する金融商品はありません。

(2) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品  
当中間会計期間（2022年9月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
売掛金	-	55,053	-	55,053
敷金及び保証金	-	18,158	-	18,158
資産計	-	73,211	-	73,211
買掛金	-	4,224	-	4,224
未払金	-	10,506	-	10,506
未払費用	-	98,443	-	98,443
預り金	-	14,382	-	14,382
長期借入金	-	272,025	-	272,025
社債	-	44,887	-	44,887
リース債務	-	11,531	-	11,531
負債計	-	456,002	-	456,002

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

#### 売掛金

これらの時価の算定は、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

#### 敷金及び保証金

これらの時価の算定は、一定の期間ごとに分類し、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

#### 買掛金、未払金及び未払費用、並びに預り金

これらの時価の算定は、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

#### 長期借入金及び社債、並びにリース債務

これらの時価の算定は、元利金の合計額を、同様の新規借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち中間貸借対照表(貸借対照表)に計上しているもの  
当該資産除去債務の総額の増減

	当中間会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)
期首残高	56,686千円
時の経過による調整額	123
その他増減額(△は減少)	730
中間期末(期末)残高	57,541

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、保育事業の単一セグメントであり、その売上高は顧客との契約から生じる収益であります。顧客との契約から生じる収益の区分は概ね単一であることから、収益を分解した情報の重要性が乏しいため注記の記載を省略しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、重要な会計方針「4. 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約残高

顧客との契約から生じた債権、契約資産の残高は以下の通りであります。

(単位：千円)

		当中間会計期間
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	売掛金	59,515
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	売掛金	55,053

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

**【セグメント情報】**

当社は、保育事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

**【関連情報】**

当中間会計期間（自 2022年4月1日 至 2022年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

当社は、保育事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の氏名又は名称	売上高	関連するセグメント名
名古屋市	311,638	保育事業
一宮市	98,249	保育事業

**【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】**

当社は、保育事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

**【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】**

該当事項はありません。

**【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】**

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (2022年9月30日)
1株当たり純資産額	1,166.00円

(注) 当社は、2022年5月16日付で普通株式1株につき10,000株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額を算定しております。

1株当たり中間純損失(△)及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)
1株当たり中間純損失金額(△)(円)	△62.36
普通株主に帰属しない金額(円)	-
普通株式に係る中間純損失金額(△)(円)	△62.36
期中平均株式数(株)	200,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純損失金額(△)の算定に含めなかった潜在株式の概要	-

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純損失金額(△)については、潜在株式が存在しないため記載していません。

2. 当社は、2022年5月16日付で普通株式1株につき10,000株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり中間純損失金額(△)を算定しております。

## (重要な後発事象)

### (単独株式移転による純粋持株会社の設立)

2022年9月15日開催の株式会社はな保育取締役会および2022年9月28日開催の株式会社はな保育臨時株主総会において、単独株式移転により純粋持株会社（完全親会社）である「株式会社はなホールディングス」（以下「持株会社」といいます。）を設立することを決議し、2022年10月4日に設立いたしました。

#### 1. 企業結合の目的

当社を取り巻く経営環境はコロナ禍における少子化の急拡大や保育施設の利用控えなど、大きく変化してきております。こうした変化の中で業界各社は他事業への進出や再編の動きを加速させつつあります。

当社が今後持続的な成長を遂げるためにはグループ全体を俯瞰して限られた経営資源の最適配分を行い事業単位での競争力を強化していく必要があります。これを実現する上で持株会社体制へ移行することが効果的であると判断しました。なお、ガバナンス強化の観点からも「経営監督機能」と「業務執行機能」を分離する持株会社体制は適していると考えております。

#### 2. 本株式移転の要旨

##### (1) 本株式移転の方式

当社を株式移転完全子会社、持株会社を株式移転設立完全親会社とする単独株式移転方式です。

##### (2) 本株式移転に係る割当の内容（株式移転比率）

会社名	株式会社はなホールディングス (株式移転設立完全親会社)	株式会社はな保育 (株式移転完全子会社)
株式移転比率	1	1

##### (注1) 株式移転比率

本株式移転により持株会社が当社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時における当社の株主の皆様に対し、その保有する当社の普通株式1株につき設立する持株会社の普通株式1株を割当交付しております。

##### (注2) 単元株式数

持株会社は単元株制度を採用し、1単元の株式数を100株としております。

##### (注3) 株式移転比率の算定根拠

本株式移転は、当社単独による株式移転によって完全親会社1社を設立するものであり、株式移転時の当社の株主構成と持株会社の株主構成に変化のないことから、株主の皆様が不利益や混乱を与えないことを第一義として、株主の皆様が所有する当社普通株式1株に対して持株会社の普通株式1株を割り当てることといたしました。

##### (注4) 本株式移転により交付する新株式数

普通株式 200,000 株

#### 3. 本株式移転により新たに設立する会社（完全親会社・持株会社）の概要

- |               |                                    |
|---------------|------------------------------------|
| (1) 名称        | 株式会社はなホールディングス                     |
| (2) 所在地       | 愛知県名古屋市中区丸の内一丁目5番28号<br>伊藤忠丸の内ビル8階 |
| (3) 代表者の役職・氏名 | 代表取締役 加藤 義人                        |
| (4) 事業内容      | グループ会社の経営管理及びそれに附随する業務             |
| (5) 資本金       | 10 百万円                             |
| (6) 設立年月日     | 2022 年 10 月 4 日                    |
| (7) 決算期       | 3 月 31 日                           |

#### 4. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として処理しております。



## ⑤【附属明細表】

## 【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	213,505	49,242	-	262,747	34,472	11,261	228,275
構築物	13,412	2,099	-	15,512	3,572	1,138	11,939
車両運搬具	7,730	-	-	7,730	5,257	1,234	2,472
工具、器具及び備品	52,492	6,416	-	58,909	35,927	7,020	22,982
土地	11,511	-	11,511	-	-	-	-
リース資産	18,440	3,780	-	22,220	8,798	2,973	13,422
有形固定資産計	317,093	61,538	11,511	367,120	88,028	23,629	279,092
無形固定資産							
ソフトウェア	8,312	-	4,006	4,306	1,548	1,258	2,757
無形固定資産計	8,312	-	4,006	4,306	1,548	1,258	2,757
長期前払費用	33,109	29,431	6,045	56,494	23,880	12,407	32,614

(注) 1. 国庫補助金等による圧縮額は、68,548千円(建物56,026千円、構築物2,516千円、工具、器具及び備品10,005千円)であり、当期増加額から控除しております。

2. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

認可保育所の新設による増加	35,782千円
小規模保育施設の新設による増加	14,101千円
児童発達支援事業所の新設による増加	11,086千円

3. 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

土地の売却による減少	11,511千円
1年以内に費用化される長期前払費用の振替による減少	6,045千円

【社債明細表】

銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
第1回無担保社債	2017年9月25日	25,500	18,500 (7,000)	0.39	なし	2024年9月25日
第2回無担保社債	2020年8月25日	45,000	35,000 (10,000)	0.23	なし	2025年8月25日
合計	—	70,500	53,500 (17,000)	—	—	—

- (注) 1. ( ) 内額は、1年以内の償還予定額であります。  
2. 決算日後5年間の償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
17,000	17,000	14,500	5,000	—

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	16,500	30,000	0.80	—
1年以内に返済予定の長期借入金	47,610	47,492	—	—
1年以内に返済予定のリース債務	2,973	3,666	—	—
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く。)	158,231	110,739	0.80	2023年～2027年
リース債務 (1年以内に返済予定のものを除く。)	9,642	10,076	—	—
合計	234,956	201,973	—	—

- (注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。  
2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。  
3. 長期借入金及びリース債務 (1年以内に返済予定のものを除く。) の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
リース債務	3,269	2,138	2,138	1,293
長期借入金	41,680	40,307	17,130	9,302

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	210	397	-	210	397
役員退職慰労引当金	19,931	3,637	-	-	23,568

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

【資産除去債務明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)
保育施設等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等	45,087	11,599	-	56,686

## (2) 【主な資産及び負債の内容】

## ① 流動資産

## イ. 現金及び預金

区分	金額 (千円)
現金	399
預金	
普通預金	210,259
定期預金	16,250
小計	226,509
合計	226,908

## ロ. 売掛金

## 相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
中京ファイナンス株式会社	7,455
地方独立行政法人岐阜県立多治見病院	7,281
一宮市	6,495
地方独立行政法人岐阜県総合医療センター	5,481
株式会社コペル	4,337
その他	28,463
合計	59,515

## 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} \div \frac{(B)}{365}$
36,211	1,423,990	1,400,685	59,515	95.9	12.2

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

## ハ. 貯蔵品

区分	金額 (千円)
貯蔵品	
次年度開設保育施設備品等	7,594
その他	2,092
合計	9,687

二. 未収入金

相手先	金額 (千円)
名古屋市	47,250
その他	463
合計	47,713

② 流動負債

イ. 買掛金

相手先	金額 (千円)
タイヘイ株式会社	3,367
生活協同組合コープあいち	326
ライフデリ岐阜店	179
生活協同組合コープぎふ	66
株式会社マルイチ	41
その他	17
合計	3,999

ロ. 未払費用

相手先	金額 (千円)
未払給与	69,731
日本年金機構	16,688
未払役員賞与	5,730
愛知労働局	2,542
その他	8
合計	94,701

③ 固定負債

イ. 社債 (1年内償還予定の社債を含む)

相手先	金額 (千円)
株式会社愛知銀行	35,000
株式会社中京銀行	18,500
合計	53,500

ロ. 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)

相手先	金額 (千円)
岐阜信用金庫	63,427
株式会社名古屋銀行	54,080
株式会社愛知銀行	18,000
株式会社中京銀行	13,196
株式会社三菱UFJ銀行	9,528
合計	158,231

## 独立監査人の監査報告書

2023年3月13日

株式会社はな保育  
取締役会 御中

かがやき監査法人

名古屋事務所

指定社員

業務執行社員

指定社員

業務執行社員

公認会計士

奥村隆志

公認会計士

林 幹根

### 監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社はな保育の2021年4月1日から2022年3月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社はな保育の2022年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、2022年9月28日の臨時株主総会において単独株式移転により純粋持株会社（完全親会社）である「株式会社はなホールディングス」を設立することを決議し、2022年10月4日に設立している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役としての責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合

には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### その他の事項

会社の2021年3月31日をもって終了した前事業年度の財務諸表は監査されていない。

#### 財務諸表に対する経営者並びに監査役の実務責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の実務責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。(注10)

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。



監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 独立監査人の中間監査報告書

2023年3月13日

株式会社はな保育  
取締役会 御中

かがやき監査法人  
名古屋事務所  
指定社員  
業務執行社員  
指定社員  
業務執行社員

公認会計士 奥村隆克  
公認会計士 林幹根

### 中間監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社はな保育の2022年4月1日から2023年3月31日までの第11期事業年度の中間会計期間（2022年4月1日から2022年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社はな保育の2022年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（2022年4月1日から2022年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、2022年9月28日の臨時株主総会において単独株式移転により純粋持株会社（完全親会社）である「株式会社はなホールディングス」を設立することを決議し、2022年10月4日に設立している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### 中間財務諸表に対する経営者並びに監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 第7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

## 第8 【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日から3か月以内
基準日	毎年3月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	愛知県名古屋市中区栄三丁目15番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国本支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	印紙税相当額
単元未満株式の買取り	
取扱場所	愛知県名古屋市中区栄三丁目15番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国本支店
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行うこととしております。 当社の公告掲載URLは次のとおりです。 <a href="https://hd.hanahoiku.co.jp/ir/">https://hd.hanahoiku.co.jp/ir/</a>
株主に対する特典	該当事項はありません。

## 第二部 【特別情報】

### 第1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

## 第三部 【株式公開情報】

### 第1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

### 第2 【第三者割当等の概況】

該当事項はありません。

### 第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
加藤 義人 (注) 1	愛知県あま市	200,000	100.00
計	—	200,000	100.00

(注) 1. 特別利害関係者等 (当社の代表取締役)

2. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。